

諮問日：平成28年2月10日（平成27年度（情）諮問第9号）

答申日：平成28年6月3日（平成28年度（情）答申第2号）

件名：大阪地方裁判所における特定事件に関する司法行政文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成27年（た）第16号再審請求事件に関する司法行政文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示申出に対し、別表の番号1から11までの各文書名欄記載の文書（以下、番号1のものを「文書1」といい、順次「文書2」、「文書3」などといい、これらをまとめて「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し、文書1から文書3までの一部を開示するとともに、文書4から文書11までに係る情報の一部を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が平成27年11月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人の主張は、判然としないが、平成27年12月28日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書及び平成28年1月25日付け補正書の記載を総合すると、概ね次のとおりと解される。

- 1 本件各対象文書について、原判断において不開示とされた部分（以下「不開示部分」という。）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下

「法」という。) 5条1号又は4号に規定する不開示情報には当たらないから、取扱要綱記第2の2の不開示情報に当たらない。

2 本件各対象文書以外にも本件開示申出文書は存在するはずである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 原判断庁が開示するなどした本件各対象文書には氏名等が記載されており、これらは各文書ごとに全体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当するところ、別表不開示箇所欄に記録された同表不開示情報欄記載の各情報(検察庁職員の印影に係る情報は除く。)については、同号イ、ロ及びハのいずれにも相当しない情報であり、取扱要綱記第3の2による部分開示も相当でない。また、同表中、文書3及び文書5から文書7までの受領印欄に記録された検察庁職員の印影に係る情報については、同条4号に規定する公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に相当する。

したがって、これらの情報は、取扱要綱記第2の2に該当し、不開示とすべきである。

2 苦情申出書の記載からすると、苦情申出人は事件記録の開示を求めていることがうかがえるが、仮にそうであるとしても、事件記録は専ら裁判事務のために作成された文書であるから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。また、その他、本件各対象文書以外に、本件開示申出文書に該当する司法行政文書は存在しない。

3 したがって、原判断は相当である。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年2月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月7日 審議

④ 同年4月11日 審議

⑤ 同年6月1日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件各対象文書は、別表の文書名欄記載の各文書であり、文書4から文書11までについては、本件開示申出に係る事件に関する部分のみが情報提供の対象とされている。原判断庁は、それぞれの一部について、法5条1号又は4号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれているとして、取扱要綱記第2の2に基づき、不開示とする原判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、不開示部分は、不開示情報に該当しないなどと主張して苦情申出をし、一方、最高裁判所事務総長は原判断が妥当であるとしていることから、以下、不開示部分の不開示情報相当性について検討する。

(2) 不開示部分は、別表の不開示箇所欄に記録された情報であり、最高裁判所事務総長において、当該部分には、具体的には、別表の不開示情報欄に掲げる情報が記録されている旨説明するところ、本件各対象文書の体裁等に照らすと、不開示部分には、上記情報が記録されているものと認められる。

そして、本件各対象文書又はその一部は、いずれも、大阪地方裁判所が、特定の刑事事件に関連して、何らかの事務処理を行った旨が記載された文書又はその一部であると認められるから、本件各対象文書又はその一部ごとに、当該事件の当事者である個人に関する情報が記録されており、いずれも被告人等の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報に相当すると認められる。また、別表の不開示箇所欄に記録された不開示情報欄記載の各情報（検察庁職員の印影に係る情報を除く。）の内容をみると、これらは、いずれも、同号イ、ロ及びハのいずれにも相当しないものと認められ、取扱要綱記第3の2による

部分開示を相当とする事情もうかがわれない。

また、文書3及び文書5から文書7までに記録された検察庁職員の印影については、検察庁の担う事務の性質に照らすと、公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的であると認められる。

(3) したがって、不開示部分については、いずれも法5条1号又は4号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

## 2 本件開示申出文書の存否について

苦情申出人は、本件各対象文書以外にも本件開示申出文書が存在するはずであると主張するようであるが、これが存在することをうかがわせる事情はない。苦情申出人の主張からは、事件記録の開示を求めているとも考えられるが、仮に事件記録が存在したとしても、事件記録が取扱要綱記第2本文に定める司法行政文書の開示の対称となる司法行政文書に該当しないことは明らかであって、同対称の対称にはならない。

したがって、本件各対象文書以外に本件開示申出文書が存在するとは認められない。

## 3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出文書を本件各対象文書と特定した上で、その一部に法5条1号又は4号に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、大阪地方裁判所において本件各対象文書以外の本件開示申出文書を保有しているとは認められず、また、その不開示とした部分がいずれも不開示情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                      高      橋                      滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

(別表)

平成27年11月30日付け司法行政文書開示通知書				
番号	文書名	不開示箇所	不開示情報	不開示理由
1	刑事事件受理報告書	再審請求事件名欄	事件名	個人識別情報(法5条1号)
		請求人氏名欄	請求人氏名	個人識別情報(法5条1号)
		備考欄	事件番号(年度, 符号除く)	個人識別情報(法5条1号)
2	刑事事件結果報告書	再審請求事件名欄	事件名	個人識別情報(法5条1号)
		終了年月日欄	終了年月日	個人識別情報(法5条1号)
		審理日数欄	審理日数	個人識別情報(法5条1号)
		請求人氏名欄	請求人氏名	個人識別情報(法5条1号)
		備考欄	事件番号(年度, 符号除く)	個人識別情報(法5条1号)
3	捜査記録等返還書	被疑者・被告人欄	請求人氏名	個人識別情報(法5条1号)
		受領印欄	検察庁職員の印影	公共の安全等(法5条4号)
	(別紙)	被告人欄	被告人氏名, 生年月日	個人識別情報(法5条1号)
		事件番号欄	事件番号(年度, 符号除く)	個人識別情報(法5条1号)
		事件名欄	事件名	個人識別情報(法5条1号)
		第1審判決日	終局年月日	個人識別情報(法5条1号)
		請求人欄□	請求人氏名	個人識別情報(法5条1号)

※法: 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

平成27年11月30日付け司法行政文書の開示についての通知書

番号	文書名	不開示箇所	不開示情報	不開示理由
4	事件情報一覧	被告人等欄	被告人氏名	個人識別情報(法5条1号)
		申立人等・相手方等欄	請求人氏名	個人識別情報(法5条1号)
		基本事件番号等欄	事件番号(年度, 符号除く)	個人識別情報(法5条1号)
		終局日・確定日欄	終局年月日	個人識別情報(法5条1号)
		終局区分等欄	終局結果	個人識別情報(法5条1号)
5	事件関係送付簿(検察庁宛て27.9.1送付分)	事件番号欄	氏名	個人識別情報(法5条1号)
		受領印欄	検察庁職員の印影	公共の安全等(法5条4号)
6	事件関係送付簿(検察庁宛て27.9.2送付分)	事件番号欄	氏名	個人識別情報(法5条1号)
		受領印欄	検察庁職員の印影	公共の安全等(法5条4号)
7	事件関係送付簿(検察庁宛て27.10.14送付分)	事件番号欄	氏名	個人識別情報(法5条1号)
		文書の標目欄	終局結果	個人識別情報(法5条1号)
		受領印欄	検察庁職員の印影	公共の安全等(法5条4号)
8	事件関係送付簿(刑訟庶務宛て27.10.15送付分)	事件番号欄	氏名	個人識別情報(法5条1号)
9	送達書類授受簿(27.9.3送付分)	事件番号欄	氏名	個人識別情報(法5条1号)
10	上訴申立書等記録簿	事件番号欄(上から3列目)	事件番号(年度, 符号除く)(上から3列目)	個人識別情報(法5条1号)
		被告人・少年等欄	被告人氏名	個人識別情報(法5条1号)
		文書の標目欄(上から1列目, 3列目)	終局結果(上から1, 3列目)	個人識別情報(法5条1号)
		差出人欄	請求人氏名	個人識別情報(法5条1号)
11	書留・特定記録郵便物等受領証	お届け先のお名前欄	宛先氏名	個人識別情報(法5条1号)

※法: 行政機関の保有する情報の公開に関する法律